

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業

契約書別紙（兼重要事項説明書）

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 きらく
主たる事務所の所在地	〒640-8413 和歌山市島橋東ノ丁13-20
代表者（職名・氏名）	代表取締役 林 孝治
設立年月日	平成 8 年 2 月 23 日
電話番号	073-457-2202

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションCOCO-CARE	
サービスの種類	指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）	
事業所の所在地	〒 640-8412 和歌山市狐島691-18	
電話番号	073-499-1191	
指定年月日・事業所番号	令和 5年 11月 1日指定	3060191420
管理者の氏名	森畑 雅代	
サービス提供地域	和歌山市、海南市、岩出市、	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき関係する市町村、地域の保健医療、福祉サービス等と綿密な連携を図りながら利用者の要介護状態の軽減や悪化防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護員」といいます。）そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日及び祝日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1人、非常勤0人	理学療法士	常勤 0人、非常勤0人
准看護師	常勤 1人、非常勤2人	作業療法士	常勤 0人、非常勤0人
保健師	常勤 0人、非常勤0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤0人

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当者(訪問看護師)及びその管理責任者は下記のとおりです。
担当職員の交代を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	看護師 森畑 雅代
-----	-----------

8. 利用料と加算・減算について

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料のうち、負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

訪問看護利用料金表

	算定項目	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護の方 ※1	30分未満	471単位	491円	982円	1472円
	60分未満	823単位	859円	1715円	2573円
	90分未満	1128単位	1175円	2351円	3526円
要支援の方 ※1	30分未満	451単位	482円	965円	1447円
	60分未満	794単位	849円	1699円	2548円
緊急時訪問看護		600単位	626円	1251円	1876円
特別管理加算Ⅰ		500単位	521円	1042円	1563円
特別管理加算Ⅱ		250単位	261円	521円	782円
AM8:00～18:00以外の時間帯でサービスを提供すると以下の加算が算定されます。					
夜間(18:00～22:00)または早朝(6:00～8:00)の訪問の場合 上記単位数の25%増					
深夜(22:00～6:00) 上記単位数の50%増					
同一建物減算		所定単位数×90/100			

※1：准看護師がサービス提供した場合×90%

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりといたします。また、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、予防給付型訪問サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日・当日	不要です

(3) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求(毎月5日頃発送)しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の12・15日(祝休土日の場合は翌業日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休土日の場合は翌業日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の20日(祝休土日の場合は翌業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族代表者)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	(続柄)

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 073-499-1191
---------	-------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情相談受付機関		
要介護者	和歌山市役所指導監査	電話番号 073-435-1319
	和歌山市役所介護保険課	電話番号 073-435-1190
	和歌山県国民健康保険団体連合会	電話番号 073-427-4662
要支援者	和歌山市役所指導監査	電話番号 073-435-1319
	和歌山市役所地域包括支援課	電話番号 073-435-1197
	和歌山県国民健康保険団体連合会	電話番号 073-427-4662

個人情報に関する同意書

事業者及びサービス従業者または従業者は、訪問看護・介護予防訪問看護を提供する上で知り得た利用者またはその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も継続します。

事業者は、利用者にかかる他の居宅支援事業者等との連帯を図るなど正当な理由がある場合に、利用者または、その家族の個人情報を用いることができます。

また、緊急時においても、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

〒640-8413 和歌山市島橋東ノ丁13-20

有限会社 きらく
代表取締役 林 孝治
訪問看護ステーション COCO-CARE
管理者 森畑 雅代

私は、事業者より上記の事項につき、説明を受け同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 ⑩

ご家族代表者 住所
(代理人) 氏名 ⑩